

## 令和6年度 宝塚市監査等実施方針

令和6年（2024年）3月6日

宝塚市監査委員決定

### 1 根拠

宝塚市監査基準（令和2年3月17日監査委員決定）第13条の規定に基づき、下記のとおり監査等実施方針を策定する。

### 2 目的

近年、本市の人口減少、少子高齢化の進展とともに、市内公共施設等の老朽化は深刻度を増していることから、行政需要の増大とそれに対する財源の確保が懸念されている。加えて、新型コロナウイルス感染症感染拡大は、人々の価値観や考え方にも影響を与え、社会の在り方そのものが大きく変化している。また、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行され、改めて法令等に沿った適正な事務の執行が求められる中、この方針は、地方自治法により設置された監査委員が監査等を実施し、その結果を公表することにより、第6次宝塚市総合計画における目指すまちの姿である「共に創り、未来につなぐまち」「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」「子どもの生きる力が育つまち」「豊かで美しい環境を育むまち」「宝塚らしい“にぎわい”と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち」の実現及び、行財政経営の健全性と透明性の確保に寄与し、市民から信頼されるまちづくりに資することを目的とする。

### 3 監査等の実施方針

- (1) 監査等に当たっては適切かつ十分な調査、ヒアリング等を行い監査等の証拠を入手し、監査等の結果の合理的な基礎を形成する。
- (2) 無駄な支出はないか、業務全体が効率的に運営されているか、目標どおり成果を達成しているかなど、合規性に加え、経済性（Economy）・効率性（Efficiency）・有効性（Effectiveness）の3Eの観点から監査を実施する。
- (3) 監査対象部局等の事務上のリスクや内部統制の状況を、本市を含めた地方自治体等に係る問題事例及び制度改正、過去の監査等における意見、勧告等のあった事務処理等を参考にしながら分析し、リスクアプローチによる監査を推進していくことで、監査資源の有効活用を図る。
- (4) 事務の違法性や誤りの指摘だけに止まらず、改善に向けた提案を行う。
- (5) 監査等の結果及びその後の措置状況について、市民に分かりやすい表現に留意して市ホームページ等で公表する。

以上